

「財産評価基本通達」の一部改正(案)の概要

相続税等の財産評価の適正化を図るため、現下の社会経済の実態等を踏まえ、財産評価基本通達（以下「評価通達」といいます。）について、以下の改正を予定しています。

1 都市計画道路予定地の区域内にある宅地の評価（評価通達24-7）

都市計画道路予定地の区域内にある宅地を評価する場合に用いることとしている補正率を定める表について、容積率の区分の整理及びこれに伴う補正率の見直しを行います。

2 電話加入権の評価（評価通達161、162）

課税時期における通常取引価額に相当する金額や国税局長の定める標準価額による評価を廃止し、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価することとします。

（注）申告に当たっては、評価通達128の定めに基づき一括して評価する家庭用動産等に、電話加入権を含めることとして差し支えないものとする予定です。

3 適用時期

上記1及び2については、令和3年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用することとします。